

# 太陽光発電システム 設置費補助金のご案内

地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。



## ●対象となる方（①～⑤全てに該当する方）

- ①町内の住宅などに新たに太陽光発電システムを設置する方、または町内の未使用の太陽光発電システムが設置された住宅などを購入する方
- ②町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）
- ③補助金交付決定後に設置工事に着手する方
- ④太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結する方
- ⑤太陽電池モジュール最大出力が10kW未満のシステムを設置する方

## ※次のような場合、対象とはなりません。

- ・補助金交付申請前にすでに太陽光発電システムを設置または着工されている場合
- ・申請年度内に設置が完了しない場合、または指定期日までに実績報告書および必要書類の提出がない場合
- ・太陽光発電システムが未使用でない場合
- ・電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力受給契約申込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合

問い合わせ先・申し込み先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線243）

## 申請事項

受付期間	4月1日（水）～12月28日（月） （土・日曜日、祝日を除く）
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 （正午から午後1時までの時間を除く）
受付場所	役場環境対策課 ※郵送・電話などでの予約や受け付けは行いません。
その他	受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合で終了します。 ・詳細については、「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。「手引き」および「申請書」は役場環境対策課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。 ・補助金交付に係る令和2年度予算は、現在利根町議会で審議中であり、議会の議決により決定します。
補助金額	太陽電池モジュールの公称最大出力2万円/kWとし、10万円を限度とします。 ※ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とします。

# 避難行動要支援者名簿登録制度のご案内

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、ご本人などの申請により避難行動要支援者名簿を作成し、支援活動が円滑に行えるように関係機関（民生委員・消防署・警察署・社会福祉協議会・自治会などの行政区）と情報を共有しています。いざという時のためにもぜひ登録しましょう。

## 登録対象者

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- (2) 介護保険の認定（要介護3～5）を受けている方
- (3) 身体障害者手帳（1級、2級）を持っている方
- (4) 療育手帳を持っている方
- (5) 精神保健福祉手帳を持っている方
- (6) その他、支援を必要とする方

## 【登録方法】

避難行動要支援者登録名簿申請書を役場福祉課または、各地区の民生委員を通じて申請してください。

## 【登録内容】

避難行動要支援者名簿には、次にあげる内容を登録します。

- 氏名、●住所、●生年月日、●性別、
- 電話番号、●緊急連絡先、●身体状況、
- 避難を支援して下さる方（避難支援者）の情報など

## 【登録者の抹消】

避難行動要支援者への登録者が、次のいずれかに該当する場合は、避難行動要支援者登録名簿抹消申請書を、役場福祉課に提出してください。

- 登録者が死亡したとき
- 登録者が町外に転出したとき
- 登録者が削除を希望したとき

※ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。



問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係  
☎68-2211（内線122）

# 生ごみ処理機の設置費補助および 電気式生ごみ処理機貸し出しのご案内

町では、生ごみ処理機などの購入費用に対して一部を補助するほか、電気式生ごみ処理機の貸し出しを行っています。家庭から排出される生ごみを堆肥にすれば、生ごみの減量化にもつながります。ぜひ、有効利用してみませんか！

## 1. 生ごみ処理機などの設置費補助について

### 【補助対象数】

電気式生ごみ処理機：1世帯につき1台まで  
コンポスター・EM処理容器：1世帯につき2台まで

### 【補助金額】

購入金額（税込み）の2分の1以内で100円未満を切り捨てた金額  
（ただし2万円が補助限度額となります。）

### 【補助対象者】

- 次に掲げる条件をすべて満たす方
- ・利根町に住所がある方
- ・生ごみ処理機を購入し、継続して使用する方
- ※過去に補助金を交付された方も再度申し込みできます。  
ただし、前回の交付から5年間は申請できません。

## 申し込み事項

### 【必要な物】

- ①領収書（申請者の氏名、店印が明記されているもの。レシート不可）
- ②印鑑（スタンプ式不可）
- ③機器の様子が記載された説明書またはパンフレット
- ④通帳もしくはキャッシュカード
- ※インターネットで購入される方は、購入前に必ず、領収書が発行可能かご確認ください。領収書がないと、補助金の申し込みができません。
- ※クレジットカードや代引きで購入された場合は、支払いが確認できる通帳や書類をあわせてご持参ください。

### 【申し込み方法】

生ごみ処理機を購入後、「生ごみ処理機等設置費補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申し込み先へ提出してください。申請書様式は窓口にて用意してあります。  
※電話・郵送などでの予約や申し込みはできません。  
※補助金の交付件数には限りがありますので、お早め申し込みください。

## 2. 電気式生ごみ処理機の貸し出しについて

### 【対象者】

利根町に住所がある満20歳以上の方

### 【貸し出し台数・期間】

- 1世帯につき1基となります。
- 貸し出し期間は3カ月以内となります。
- 貸し出し終了後3年以内は、再度貸し出しを受けることができません。

## 申し込み事項

### 【必要な物】

- ①顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）
- ②印鑑（スタンプ式不可）

### 【申し込み方法】

「電気式生ごみ処理機貸出申請書」に必要事項を記入し、申し込み先へ提出してください。申請書様式は窓口にて用意してあります。  
※電話・郵送などでの予約や申し込みはできません。

問い合わせ先・申し込み先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線243） 毎週月～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）  
午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までの時間を除く）

日程	ごみの収集・資源の回収	「くリーンプラザ・龍」へ直接搬入（個人）される方
4月29日（水）	収集・回収は行いません	搬入できません
4月30日（木）	通常通り収集・回収を行います	搬入できます
5月1日（金）		
5月2日（土）		
5月3日（日）	収集・回収は行いません	搬入できません
5月4日（月）		
5月5日（火）		
5月6日（水）	全地区「もえるごみ」のみ収集を行います	搬入できます
5月7日（木）	通常通り収集・回収を行います	

令和2年度の「くリーンプラザ・龍」へのごみ収集・資源回収の日程については、左表のとおりです。ごみを出す際は、分別をきちんと行い収集・回収日などをご確認の上、収集・回収場所へ出していただきますようご協力をお願いします。また、直接搬入されるは、「くリーンプラザ・龍」へお問い合わせください。

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線243）  
くリーンプラザ・龍（龍ヶ崎市板橋町436-2） ☎0297-60-1777